

第3 非常電源

1 用語の定義

- (1) 「不燃専用室」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、梁及び屋根をいう。）で区画され、かつ、開口部に防火戸を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。
- (2) 「不燃材料で区画された機械室等」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、梁及び屋根をいう。）で区画された機械室、電気室、ポンプ室等の機械設備室（ボイラー設備等の火気使用設備と共用する室及び可燃性の物質等が多量にある室は除く。）で、開口部に防火戸を設けた室をいう。
- (3) 「非常電源の専用区画等」とは、不燃専用室、キュービクル式の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう。
- (4) 「耐火配線」とは、規則第12条第1項第4号ホの規定による配線をいう。
- (5) 「耐熱配線」とは、規則第12条第1項第5号の規定による配線をいう。
- (6) 「引込線取付点」とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は接続引込線を取付ける電線取付点のうち、最も電源に近い場所をいう。
- (7) 「責任分界点（保安上の責任分界点）」とは、電気事業者の電気工作物と自家用電気工作物の境界点で、電気事業者と自家用電気工作物の設置者との協議により決められた保安責任の境界をいい、特別な理由を除いて、自家用電気工作物の設置者の敷地内に設定される。
- (8) 「保護協調」とは、一般負荷電気回路が火災等により短絡、過負荷、地絡等の事故を生じた場合においても非常電源回路に影響を与えないように遮断器等を選定し、動作協調を図ることをいう。
- (9) 「一般負荷回路」とは、消防用設備等の非常電源回路以外のものをいう。
- (10) 「一種耐熱形配電盤等」とは、第1種配電盤又は第1種分電盤をいう。
- (11) 「二種耐熱形配電盤等」とは、第2種配電盤又は第2種分電盤をいう。
- (12) 「一般形配電盤等」とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。
- (13) 「操作盤等」とは、総合操作盤、監視盤、遠隔監視盤をいう。
- (14) 「特別高圧」とは、直流又は交流の7000Vを超える電圧をいう。
- (15) 「高圧」とは、交流で600Vを超え7,000V以下、直流で750Vを超え7,000V以下の電圧をいう。
- (16) 「低圧」とは、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいう。

2 非常電源の設置

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ第3-1表により設置するものとする。

第3-1表

消防用設備等	非常電源の種別	作動時間
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（注1） 水噴霧消火設備 泡消火設備 特定駐車場用泡消火設備 屋外消火栓設備	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	30分間以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	60分間以上
自動火災報知設備 非常警報設備	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○直交変換装置を有しない蓄電池設備	10分間以上
ガス漏れ火災警報設備	○直交変換装置を有しない蓄電池設備 ○自家発電設備（注3） ○直交変換装置を有する蓄電池設備（注3） ○燃料電池設備（注3）	10分間以上
火災通報装置	○蓄電池設備	10分間以上
誘導灯	○直交変換装置を有しない蓄電池設備	20分間以上
	○直交変換装置を有しない蓄電池設備 ○直交変換装置を有しない蓄電池設備 + 直交変換装置を有する蓄電池設備（注4）	60分間以上 （注5）
	○直交変換装置を有しない蓄電池設備 + 自家発電設備（注4）	
	○直交変換装置を有しない蓄電池設備 + 燃料電池設備（注4）	
消防用水の加圧送水装置	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	60分間以上
排煙設備 加圧防排煙設備	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	30分間以上
連結送水管の加圧送水装置	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	120分間以上

非常コンセント設備	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	30分間以上
無線通信補助設備の増幅器	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○直交変換装置を有しない蓄電池設備	30分間以上
パッケージ型自動消火設備	○蓄電池設備	60分間+10分間以上（注6）
総合操作盤	○非常電源専用受電設備（注2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	120分間以上

注1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。

注2 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物並びに条例第43条第2項ただし書き及び条例第44条第3項ただし書きに該当するものを除く。）

注3 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は直流変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合に限る。

注4 非常電源の容量は合計で60分間以上であること。そのうち、直交変換装置を有しない蓄電池設備は20分間以上の容量を有すること。

注5 延べ面積が50,000㎡以上、地階を除く階数が15以上で延べ面積が30,000㎡以上、(16の2)項で延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物及び(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物で乗降場が地階にあり消防長が指定したものの。

注6 監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を10分間以上継続して発生させることができる容量とすること。

3 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能は、次によること。

なお、認定品にあつては③から⑥に適合しているものとして取扱つて支障ないものとする。

- ① キュービクル式のもの、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和50年消防庁告示第7号。以下「キュービクル告示」という。)に適合するもの又は認定品であること。ただし、規則第12条第1項第4号イ(二)((1)を除く。)に規定する場所に設置する場合は、この限りでない。

なお、原則として、認定品を使用すること。☞

- ② 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤は、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)に適合するもの又は認定品であること。ただし、規則第12条第1項第4号イ(ホ)(1)及び(2)に規定する場所に設置する場合は、この限りでない。

なお、原則として、認定品を設置すること。☞

- ③ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示(当該設備の名称)を設けること。
- ④ 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器及び配線と容易に識別できるように離隔又は不燃性の隔壁で遮閉すること。☞
- ⑤ 非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤若しくは監視室等の監視盤の前面には、非常電源回路の電源が充電されていることを容易に確認できる表示灯(以下「非常電源確認表示灯」という。)を、次により設けること。ただし、同一変圧器の二次側に非常電源回路が2以上ある場合にあつては、非常電源確認表示灯は1とすることができる。☞

ア 表示灯の電源は、非常電源回路用過電流遮断器の二次側より分岐すること。

イ 表示灯回路には適正なヒューズを用いること。

ウ 表示灯の光色は赤色とすること。

エ 表示灯の直近には非常電源確認表示灯である旨の表示を行なうこと。

オ 表示灯回路には点滅器を設けないこと。

- ⑥ 直列リアクトルが設置されている回路にあつては、コンデンサ又はリアクトルの異常時に、当該回路を自動的に遮断できる装置を設けること。ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあつては、この限りでない。☞

(2) 結線方法

非常電源専用受電設備の結線方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図り、次のいずれかによること。ただし、認定品については、これに適合するものとして取扱うことができる。

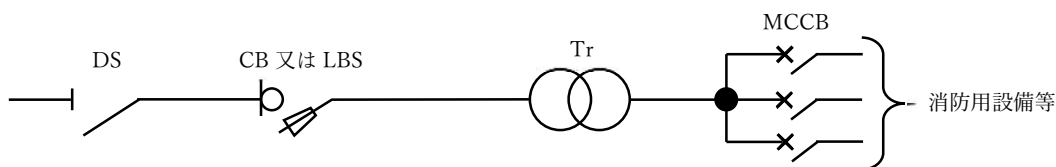
① 非常電源専用の受電用遮断器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

(第3-1図、2図参照)

ア 配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB又はLBS)より先に遮断するものを設けること。

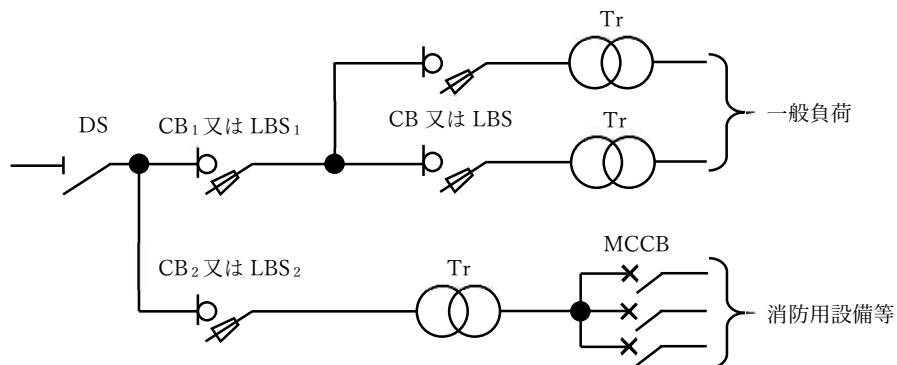
【凡例】

DS：断路器 CB：遮断器 LBS：負荷開閉器(PF付)
Tr：変圧器 MCCB：配線用遮断器



第3-1図

イ 消防用設備等の受電用遮断器(CB₂又はLBS₂)を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)と同等以上の遮断容量を有すること。また、配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB₂又はLBS₂)より先に遮断するものを設けること。

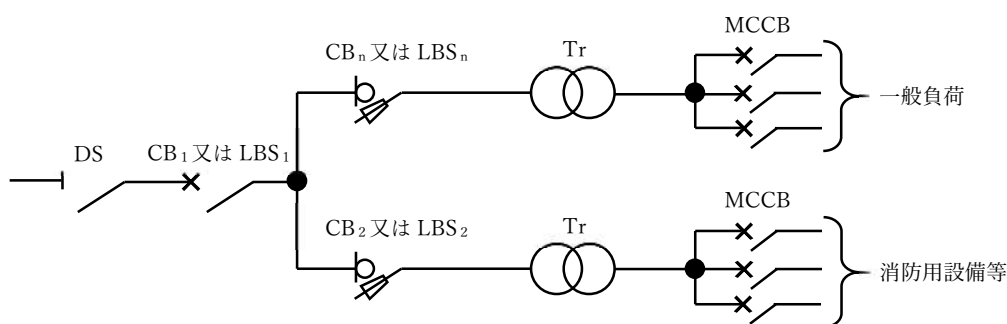


第3-2図

② 非常電源専用の変圧器（防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む。）を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（第3-3図参照）

ア 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）より先に遮断する一般負荷用遮断器（CB_n又はLBS_n）を設けること。ただし、変圧器の二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB）を設けた場合は、この限りでない。

イ 消防用設備等の専用変圧器の二次側に複数の配線用遮断器を設ける場合は、受電用遮断器及び変圧器の一次側に設けた遮断器より先に遮断する性能を有すること。



第3-3図

③ 一般負荷と共用する変圧器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

（第3-4図参照）

ア 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）より先に遮断する遮断器（CB_n又はLBS_n）を設けること。ただし、変圧器の二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB）を設けた場合は、この限りでない。

イ 一般負荷と共用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。

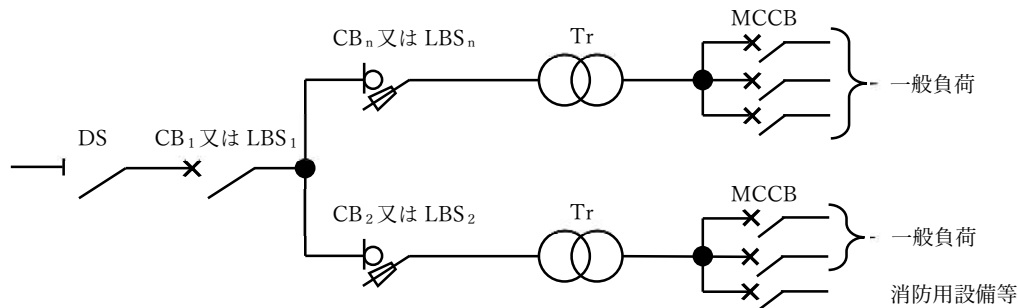
（ア）一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流を超えないものであること。ただし、直近上位に標準定格のものがある場合は、その定格電流とすることができる。

（イ）配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側の定格電流に2.14（不等率1.5/需要率0.7）倍を乗じた値以下であること。ただし、過負荷を検出し一般負荷回路を遮断する装置を設けた場合は、この限りでない。

$$\text{※不等率} = \frac{\text{各負荷の最大需要電力の和}}{\text{総括した時の最大需要電力}}$$

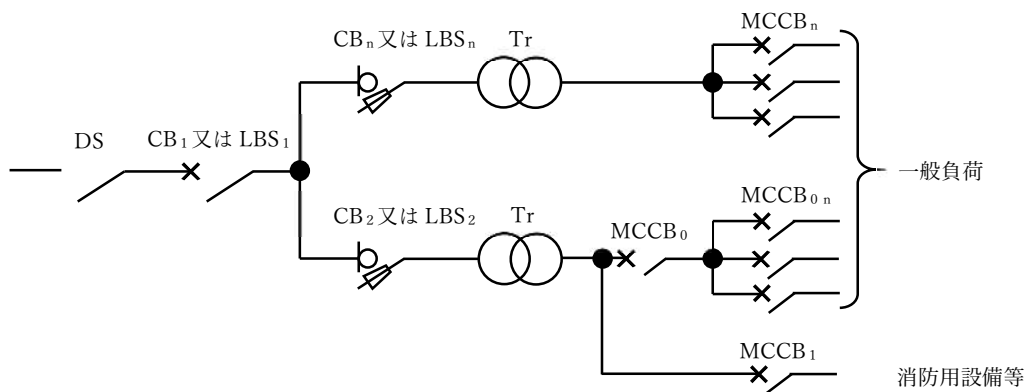
$$\text{※需要率} = \frac{\text{最大需要電力}}{\text{設備容量}}$$

- (ウ) 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においても、その短絡電流を有効に遮断するものであること。ただし、7. (1). ④に規定する耐火配線を行なっている回路にあってはこれによらないことができる。
- (エ) 配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。



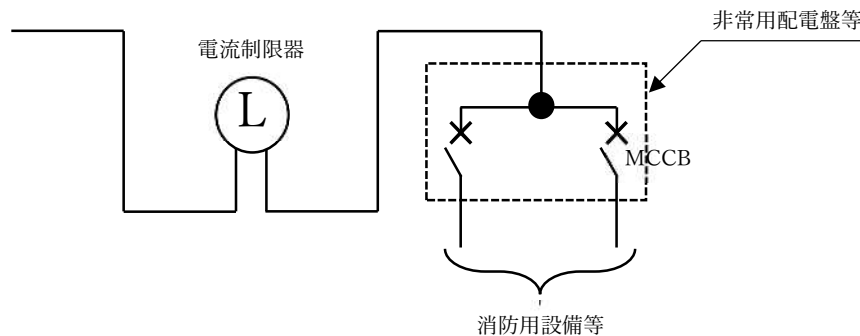
第3-4図

- ④ 一般負荷と共用する変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設け、その遮断器の一次側から次により消防用設備等へ電源を供給する場合（第3-5図参照）
- ア 前③（イ.（イ）を除く。）によるほか、一般負荷の主配線用遮断器（MCCB₀）は、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）及び変圧器の一次側に設けた遮断器（CB₂又はLBS₂）より先に遮断すること。ただし、変圧器の二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB_{0n}）を設けた場合は、この限りでない。
- イ 一般負荷の主配線用遮断器（MCCB₀）の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流の1.5倍以下とし、かつ、消防用設備等の配線用遮断器（MCCB₁）との定格電流の合計は、2.14倍以下とすること。

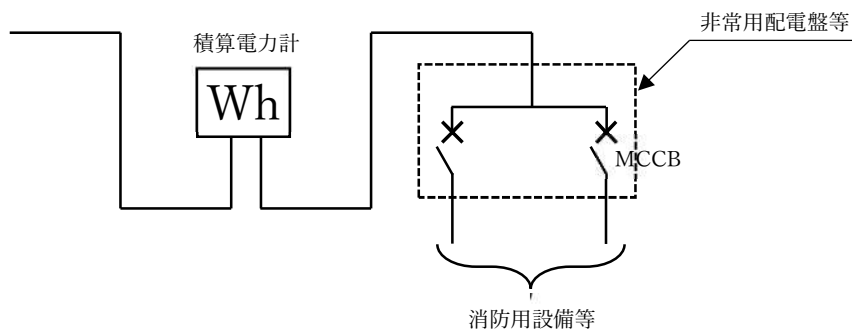


第3-5図

- ⑤ 低圧で受電し消防用設備等へ電源を供給する場合
 ア 非常電源専用で受電するもの（第3-6図、7図参照）

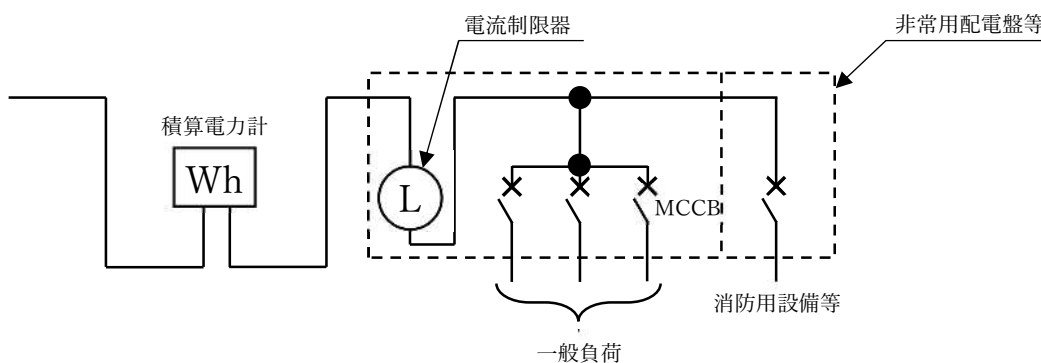


第3-6図

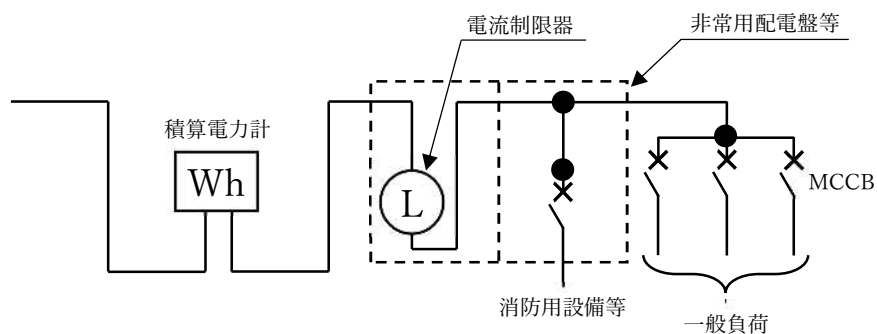


第3-7図

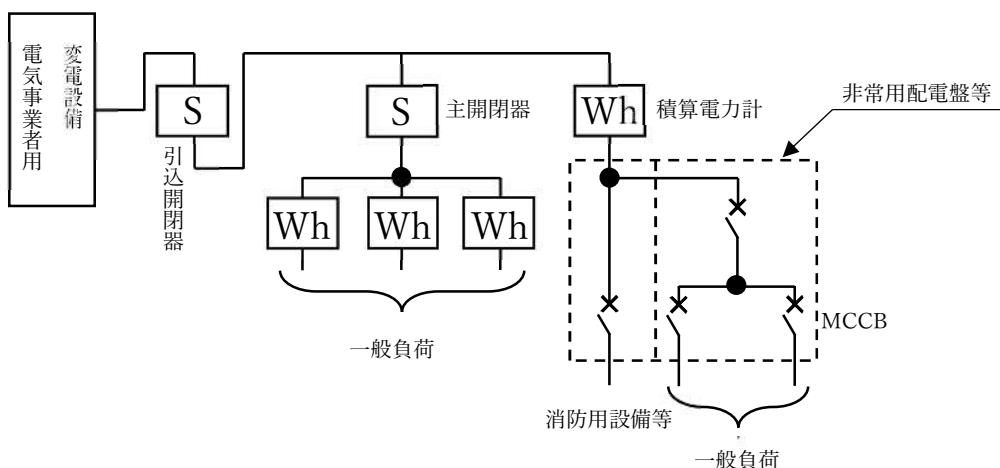
- イ 一般負荷と共用で受電するもの（第3-8図～10図参照）
 一般負荷の配線用遮断器（MCCB）は、非常電源専用の配線用遮断器（MCCB）より先に遮断すること。



第3-8図



第3-9 図



第3-10 図

※ 消防用設備等で漏電火災警報器の電源は、電流制限器（電流制限器を設けてない場合
 にとっては主開閉器）の電源側から分岐すること。

- (3) 高圧回路各部の絶縁距離は、第3-2表又は第3-3表に示す数値以上であること。
 なお、認定品にあっては適合しているものとして取扱って支障ないものとする。

第3-2表 キュービクル式のもの (単位：mm)

絶縁距離を確保すべき部分		最小絶縁距離
高圧充電部 ①	相互間	90
	大地間（低圧回路を含む。）	70
高圧用絶縁電線非接続部 ②	相互間	20
	大地間（低圧回路を含む。）	20
高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間 ②		45
電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離		130

注1 ① 単極の断路器などの操作にフック棒を用いる場合は、操作に支障のないように、その充電部相互間及び外箱側面との間を120mm以上とすること。ただし、絶縁バリアのある断路器においては、この限りでない。

※「絶縁バリア」とは、ブレーカー端子部の相間の絶縁を強化し、導電性の異物や塵埃による事故を防止するための部品をいう。

2 ② 最小絶縁距離は、絶縁電線外被の外側からの距離をいう。

備考 高圧用絶縁電線の端末部の外被端から50mm以内は、絶縁テープ処理を行っても、その表面を高圧充電部とみなす。

第3-3表 キュービクル式以外のもの

高圧屋内配線と他の配線又は金属体との接近、交さ (単位：mm)

接近 対象物	低圧配線		高圧配線		管灯回路の電線、弱 流電流電線、光ファ イバーケーブル、水 管、ガス管又はこれ らに類するもの
	がいし引き 配線	がいし引き 以外の配線	がいし引き 配線	ケーブル 配線	
高圧 屋内配線					
がいし引き配線	①150	150	150	150	150
ケーブル配線	②150	②150	②150	—	②150

注1 ①は、低圧屋内配線が、裸電線である場合は、300mm以上とすること。

2 ②は、高圧屋内配線を耐火性のある堅ろうな管に収め又は相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設け、かつ、接触しないように設けるときは、この限りでない。

備考 他の部分にあっては、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(4) 設置場所等

非常電源専用受電設備の設置場所等は、条例第13条の規定によるほか、次によること。

① 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の設置場所は、次のいずれかによること。

ア 不燃専用室に設けること。

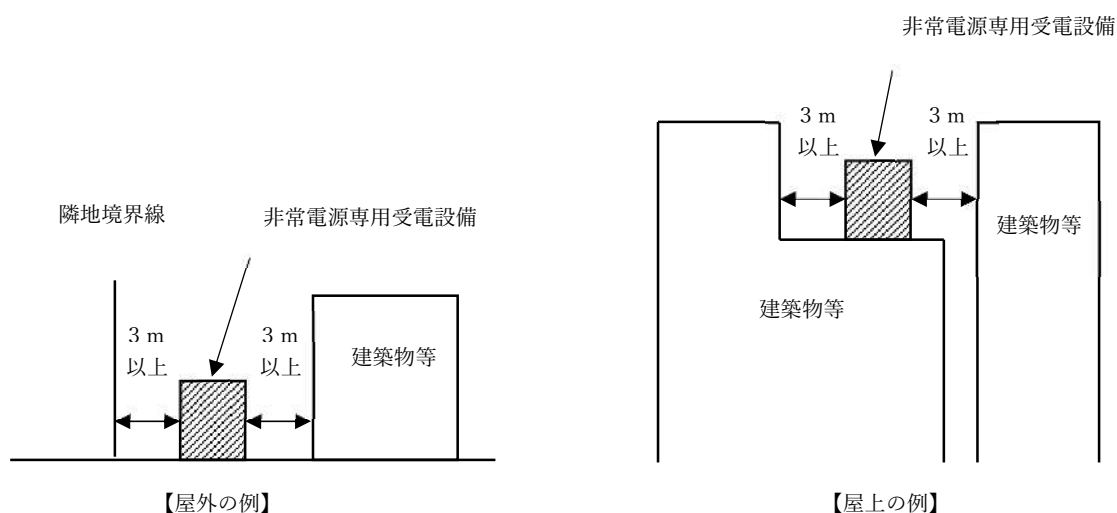
イ キュービカル告示に適合したものを設ける場合にあっては、不燃専用室、不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。

ウ 前イ以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、次によること。

(ア) 隣接する建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）から3m以上の距離を有して設けること。ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りでない。（第3-11図参照）

(イ) 隣地境界線から3m以上の距離を有して設けること。ただし、隣地境界線との間に当該非常電源専用受電設備の幅及び高さ以上の大きさを有する防火上有効な壁を設けた場合はこの限りでない。

なお、非常電源専用受電設備と防火上有効な壁の間には、規則第12条第1項第4号イ（〜）に定める1m以上の幅の空地又は隔離を有すること。



第3-11図

② 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤は、設置場所に応じて第3-4表により設置すること。

第3-4表

設置場所	配電盤等の種類
不燃専用室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上 隣接する建築物等から3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。	
不燃材料で区画された機械室等及びその他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等
耐火性能を有するパイプシャフト	二種耐熱形配電盤等
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等

備考 耐火性能とは、建基令第107条に規定する1時間の耐火性能をいう。

- ③ 設置場所には、点検及び操作に必要な照明設備又は電源（コンセント付）が確保されていること。ただし、低圧で受電する非常用配電盤等は除く。☞
- ④ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。☞
- (5) 引込回路

非常電源専用受電設備の引込回路の配線及び機器は、次によること。

① 配線

引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路（以下「引込回路」という。）の配線は耐火配線とし、別表「耐火耐熱保護配線の工事方法」（以下「別表」という。）に示す方法により施設すること。ただし、次に掲げる場所については、別表の耐火配線の電線の種類（①及び②以外のものは、金属管工事としたものに限る。）を用いることで足りるものとする。

ア 地中

イ 別棟、屋外、屋上又は屋側で、開口部からの火炎を受けるおそれが少ない場所

ウ 不燃材料で区画された機械室等

エ 耐火性能を有するパイプシャフト

- ② 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これに類するものは、前①、イ及びウ、その他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、前3.(1).②に規定する非常用配電盤等に準じた箱に収納した場合は、この限りでない。

- ③ 引込線の耐火規制は、次によること。

ア 特別高圧受電に使用する配線用ケーブル

(ア) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（CVケーブル）

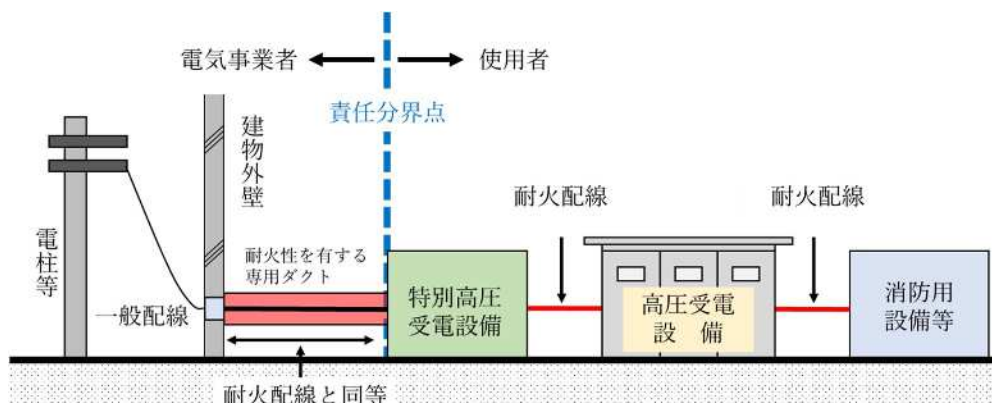
(イ) トリプレックス型架橋ポリエチレンビニルシースケーブル（CVTケーブル）

イ 配線の施工方法

電気事業者が施工する建築物内部の配線用ケーブルは、耐火性を有する専用ダクトにより単独ケーブル工事とする場合は、耐火配線の基準に適合しているものとみなす。

ウ 電気事業者の責任分界点（引込み接続点等）及び耐火配線の規制範囲は、次によること。（第3-12図～16図参照）

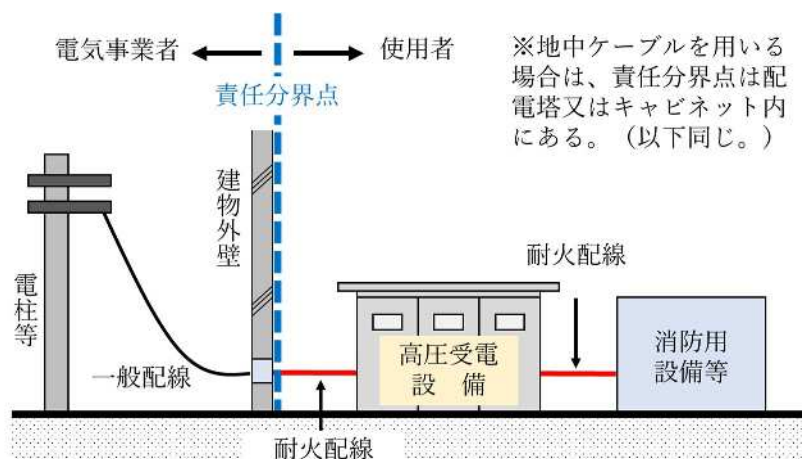
(ア) 特別高圧受電



第3-12図

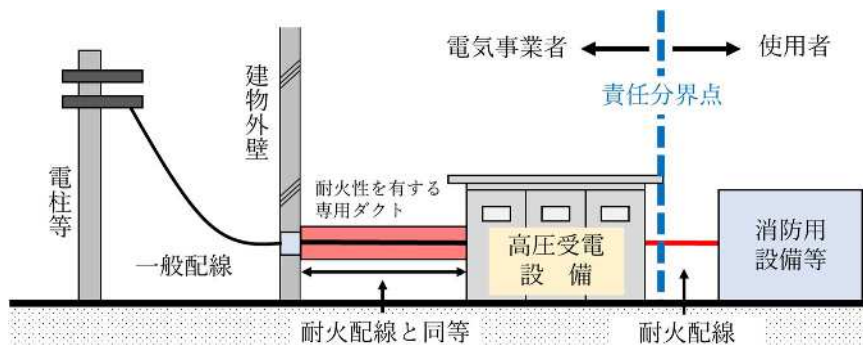
(イ) 高圧受電

a 一般高圧受電



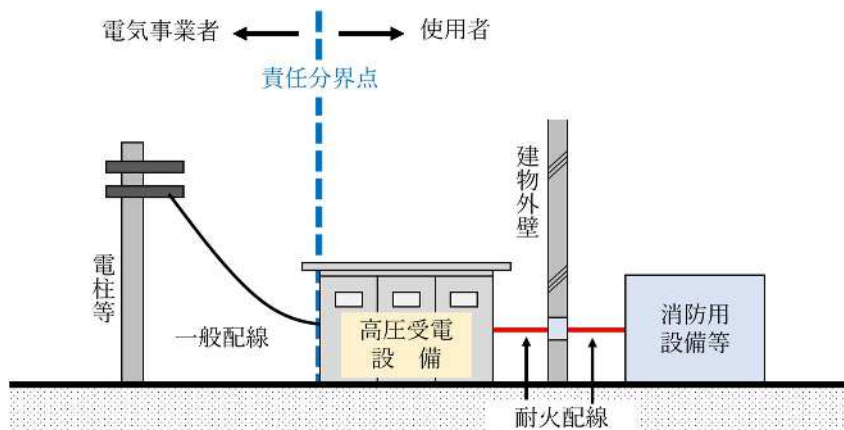
第3-13図

b 電気事業者が借地した場合の高圧受電



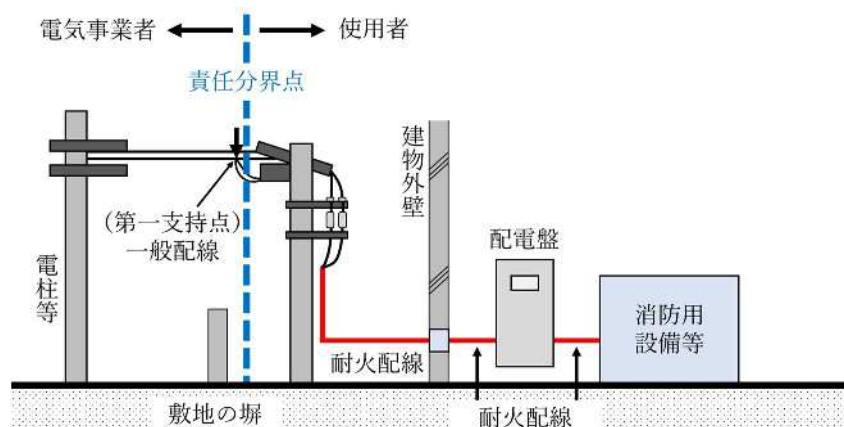
第3-14図

c 建物外に設置された高圧受電



第3-15図

(ウ) 低圧受電



第3-16図

(6) 耐震措置

地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

(7) 保有距離

非常電源専用受電設備は、第3-5表又は第3-6表に掲げる数値以上の保有距離を確保すること。

第3-5表 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備 (単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない機器等の部分			
	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面
キュービクル式のもの	1.0 (1.2)	0.6	0.2	0.2
キュービクル式以外のもの			0.8	

備考 欄中の / は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

() は、操作を行う面が相互に面する場合

第3-6表 低圧で受電する非常電源専用受電設備

(単位：m)

配電盤等の種別 保有距離を確保しなければならない部分	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面
一種耐熱形配電盤等	1.0	0.6	1.0
二種耐熱形配電盤等	(操作を行う面が相互に面する場合1.2)	(点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。)	3.0
一般形配電盤等			

4 自家発電設備

自家発電設備は、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

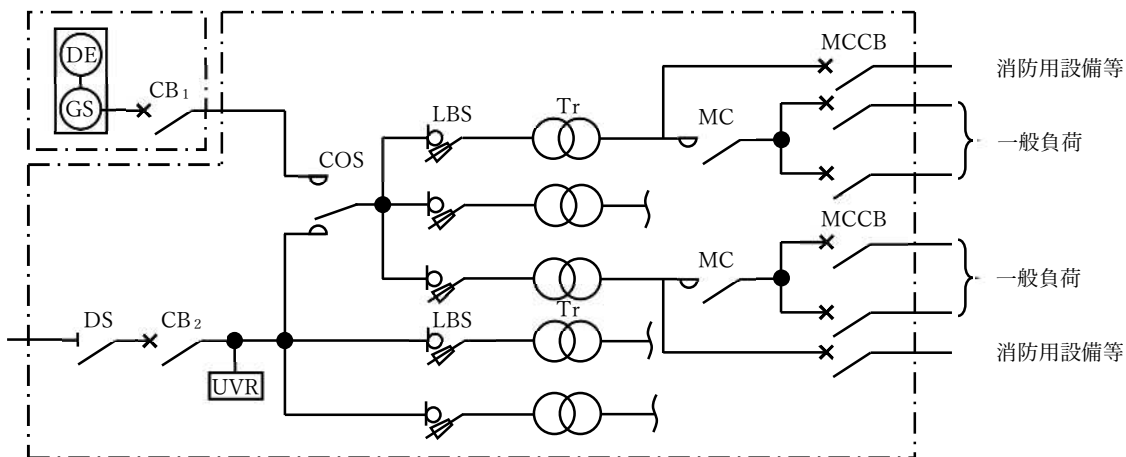
- ① 「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号。以下「自家発告示」という。)に適合するもの又は認定品であること。
- ② 燃料槽及びその配管等の設置方法等については、危険物関係法令、条例第33条及び第34条の規定によること。
- ③ 燃料槽は、原則として、内燃機関又はガスタービン(以下「原動機」という。)の近くに設け、容量は定格で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。
- ④ 起動信号を発する検出器(不足電圧継電器等)は、高圧の発電機を用いるものにあつては、第3-17図、第3-18図の例により高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあつては、第3-19図、第3-20図の例により低圧側の常用電源回路に設けること。ただし、常用電源回路が前3に準じている場合又は運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時等の停電に際し直ちに操作できる場合は、この限りでない。

ア 高圧の発電機を用いるもの

(ア) 自動切替装置を設けた例

【凡例】

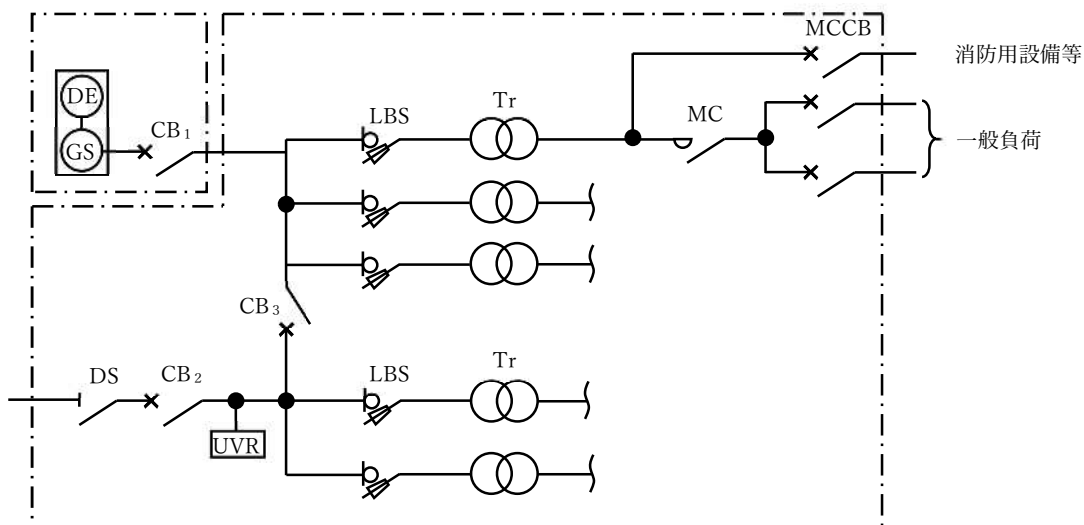
UVR：交流不足電圧継電器 CB：遮断器 COS：自動切替装置 LBS：負荷開閉器 (PF付)
 MC：電磁接触器 MCCB：配線用遮断器 DS：断路器 Tr：変圧器 DE：原動機
 GS：発電機 []：不燃専用室等の区画



- (注) 1 LBSは、過負荷及び短絡時においてMCCBより先に遮断しないものであること。
 2 COSは、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
 3 UVRは、CB₂の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

第3-17図

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例

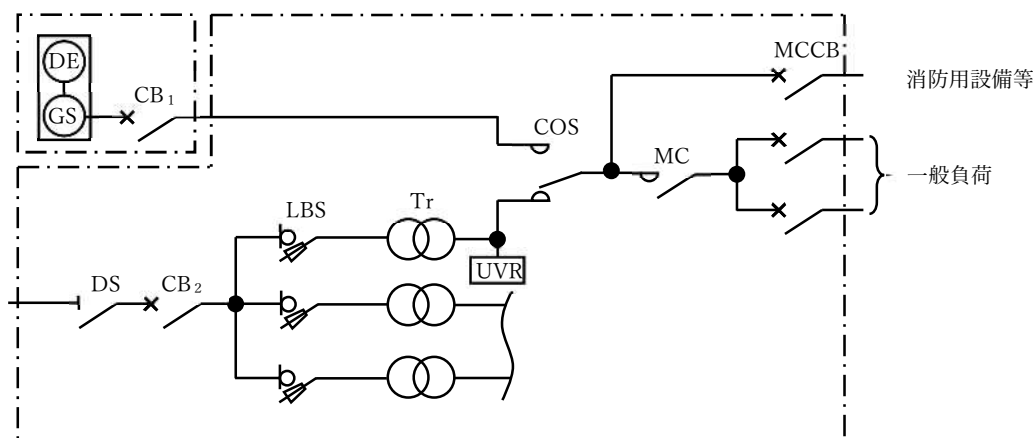


- (注) 1 CB₁は、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
 2 UVRは、CB₂からCB₃まで又はCB₁からCB₃までの間に設けること。

第3-18図

イ 低圧の発電機を用いるもの

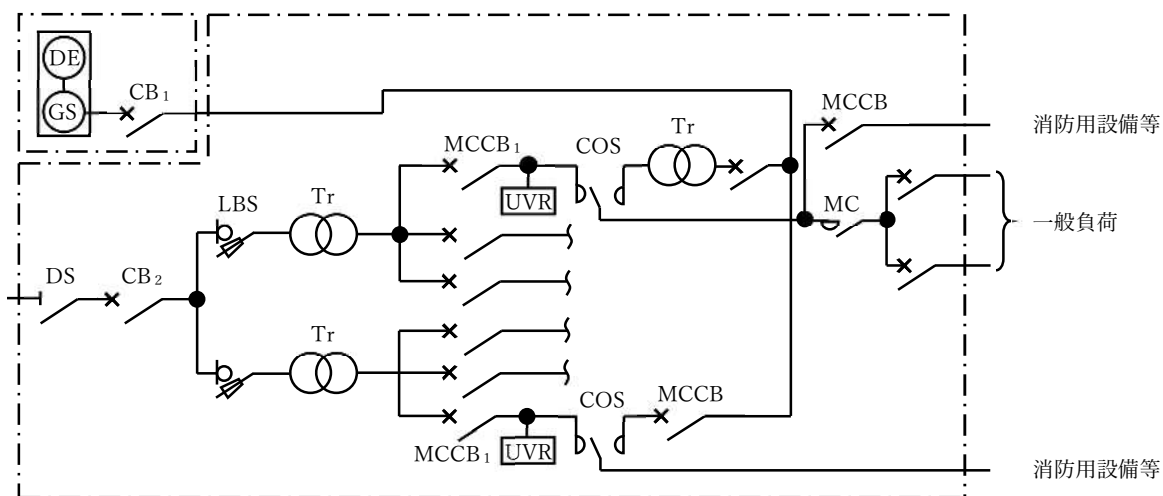
(ア) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



(注) UVR は、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

第3-19 図

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



(注) UVR は、MCCB₁ から自動切替装置までの間に設けること。

第3-20 図

- ⑤ 制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、5 に準じたものであること。
- ⑥ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。
 - ア 専用に用いるものでその容量が 4,800Ah・セル (アンペアアワー・セル) 以上の場合は、キュービクル式のものとする。
 - イ 他の設備と共用しているものは、キュービクル式のものとする。
 - ウ 別室に設けるものは、5. (3) によること。

- ⑦ 冷却水を必要とする原動機には、定格で1時間（連結送水管の加圧送水装置にあっては、2時間）以上連続して有効に運転できる容量の専用の冷却水槽を当該原動機の近くに設けること。ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分に確保できる場合は、この限りでない。
- (2) 結線方法
 自家発電設備の結線方法は、非常電源を有効に確保するため、保護協調を図るものとする。なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、前3.(2).②から④までによること。
- (3) 設置場所等
 自家発電設備の設置場所等は、条例第14条の規定によるほか、次によること。
- ① 前3.(4)によること。
- ② 不燃専用室に設置する場合、当該室の換気は、直接屋外に面する換気口又は専用の機械換気設備により行うこと。ただし、他の室又は部分の火災により換気の供給が停止されない構造の機械換気設備にあっては、この限りでない。
- ③ 前②の機械換気設備には、当該自家発電設備の電源が供給できるものであること。
- (4) 耐震措置
 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- (5) 容量
 自家発電設備の容量算定にあっては、次によること。
- ① 自家発電設備に係る負荷すべてに所定の時間供給できる容量であること。ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
- ア 同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で防火対象物ごとに消防用設備等が独立して使用するものは、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できる容量がある場合
- イ 消防用設備等の種別又は組合せ若しくは設置方法等により同時に使用する場合があり得ないと思われるもので、その容量が最も大きい消防用設備等の群に対して電力を供給できる容量がある場合
- ② 自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。ただし、逐次5秒以内に順次消防用設備等に電力を供給できる装置を設けることで、すべての消防用設備等へ40秒以内に電源を供給できる場合は、この限りでない。
- ③ 自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量であること。
- ④ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次のすべてに適合するものにおいて、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。
- ア 火災時及び点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることにおいて二次的災害の発生が予想されないものであること。
- イ 回路方式は、常時消防用設備等に監視電流を供給しておき、当該消防用設備等（自家発電設備の供給を受ける消防用設備等）の起動時に一般負荷を遮断するものであること。
- ウ 前イの方式は自動式とし、復旧は手動式とすること。

エ 一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、別表に示す耐火配線又は耐熱配線により施設すること。

オ 一般負荷の電路を遮断する機構及び機器は、発電設備室、変電設備室等の不燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けること。

カ 前オの機器には、一般負荷の遮断装置である旨の表示を設けること。

⑤ 自家発電設備の容量算定は、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」(昭和63年8月1日付消防予第100号)によること。

(6) 保有距離

自家発電設備は、第3-7表に掲げる数値以上の保有距離を確保すること。

第3-7表

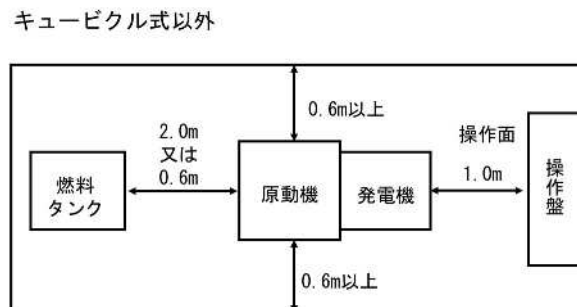
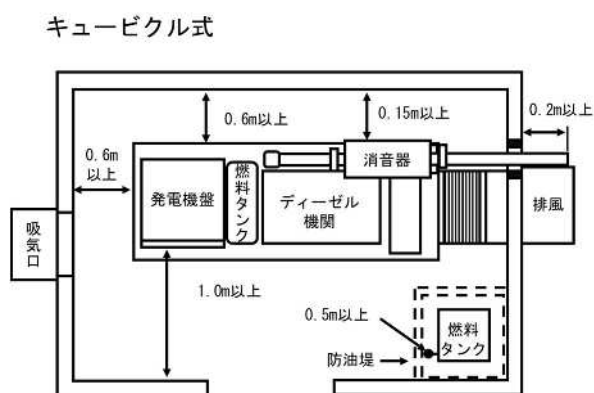
(単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない機器等の部分	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/					0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	自家発電装置(1)	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	/	(1)
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/							3.0
	燃料タンク・原動機	/	/	/	/	/	(2)	0.6	/	/	/	/	/	/

注(1) 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸等とした場合は3m未満にできる。

(2) 予熱する方式の原動機にあつては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間の不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

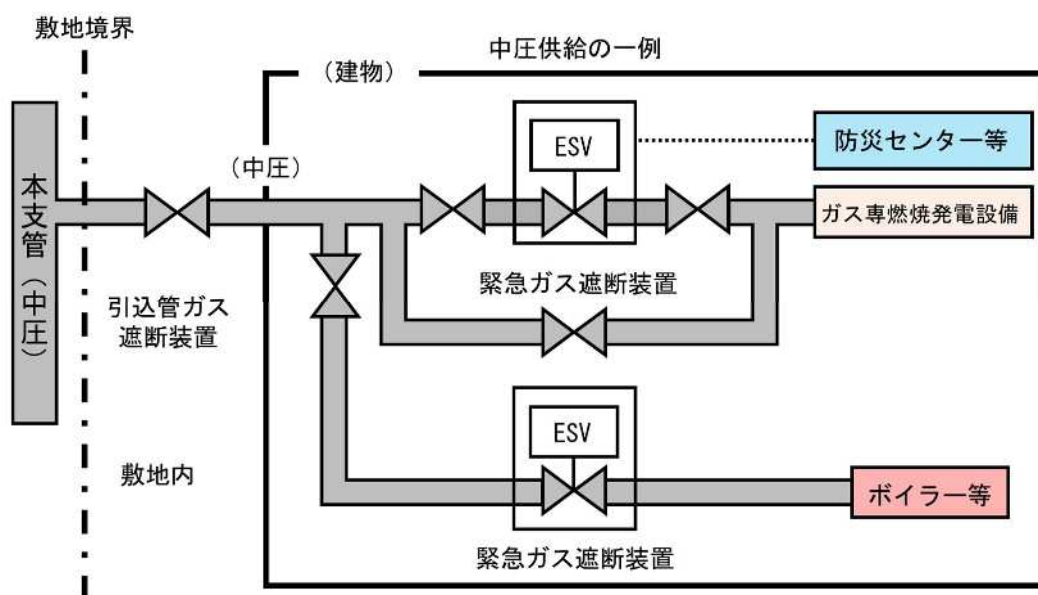
備考 欄中の / は、保有距離の規定が適用されないものを示す。



(7) ガス専焼発電設備

消防用設備等の常用電源及び非常電源として使用する気体燃料を用いる発電設備「常用防災兼用ガス専焼発電設備」(以下「ガス専焼発電設備」という。)は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、前(1)(②及び③を除く。)から(5)までによるほか、次によること。

- ① 都市ガスが安定して供給されない場合は、予備燃料を付加する都市ガスの供給方式とし、当該燃料容器は屋外(地上)に設置するものとする。ただし、「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)の規定に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りでない。
- ② ガス事業者により供給されるガスをガス専焼発電設備の燃料とする場合においては、(一社)日本内燃力発電設備協会に設置された「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において、燃料の安定供給の確保に係る評価(ガス導管の耐震性評価であり、地表面水平加速度400ガル地震発生時にも燃料が安定して供給されるかを評価するもの。)を受け、認められたものについては、自家発告示第2.(13).ロに適合しているものとして取扱うものであること。
- ③ 点検等によりガス専焼発電設備から電力の供給ができなくなる場合には、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずる必要があること。☞
 - ア 非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合
 - (ア) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化が図られていること。
 - (イ) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備等の点検等を行うこと。
 - (ウ) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にする又は消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。
 - イ 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合
 - 前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源(可搬式電源等)を設けること。
- ④ ガス供給配管系統をガス専焼発電設備以外の他の火気設備と共用する場合は、他の火気設備により、ガス専焼発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。
- ⑤ 緊急ガス遮断装置は専用とし、防災センター等から遠隔操作できる性能を有すること。
- ⑥ 緊急ガス遮断装置の点検時等に際しても安定的に燃料の供給を確保するため、バイパス配管を設置すること。(第3-21 図参照)



第3-21 図

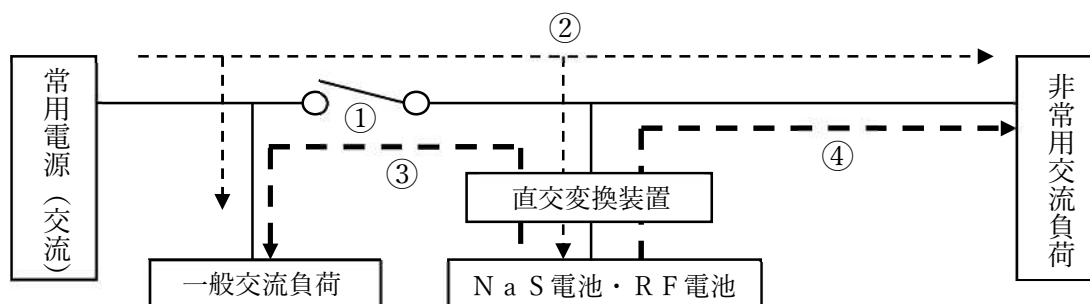
- ⑦ ガス専焼発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。ガス漏れ火災警報設備等の検知部は、ガス専焼発電設備の設置されている室、キュービクル、エンクロージャ等の外箱内、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部分付近に設けるものとし、作動した検知部がどこの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられていること。ただし、ガス事業法等によりガス漏検知器の設置が規定されており、作動した検知部がどこの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分は、この限りでない。

5 蓄電池設備

蓄電池設備は、消防用設備等に内蔵するものを除き、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

- ① 「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合するもの又は認定品であること。
- ② 充電装置と蓄電池を同一の室に設ける場合は、充電装置を鋼製の箱に収容すること。
- ③ 充電電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用の回路とし、当該回路の開閉器等には、その旨を表示すること。
- ④ 直交変換装置の構造及び性能については、第3-22図を参考とすること。



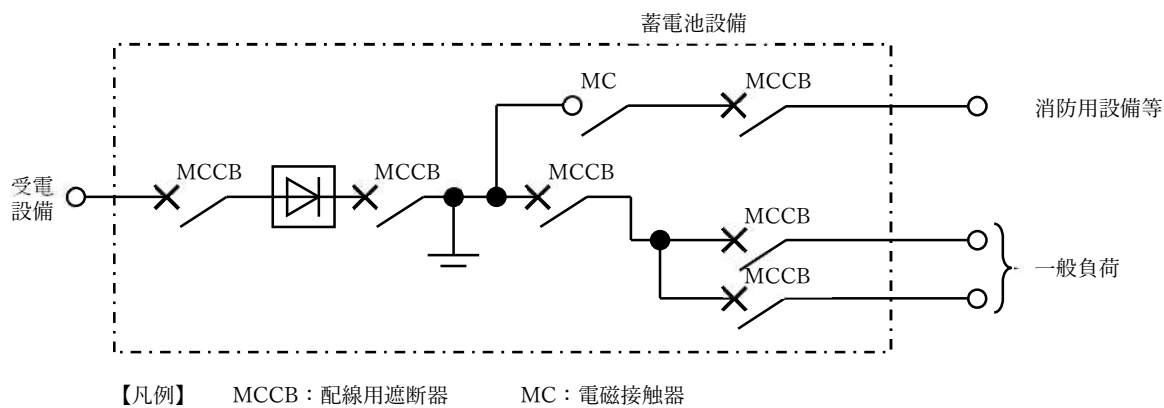
第3-22 図

- 注1 ナトリウム・硫黄電池（以下「NaS電池」という。）及びレドックスフロー電池（以下「RF電池」という。）は、電力負荷平準化（電気料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと。）を目的として、一般的に常用電源と非常電源を兼用とすることを想定している。
- 2 通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源は②のとおり、一般交流負荷及び非常用交流負荷（非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの。）に使用されるとともに、直交変換装置により直流に変換されて、NaS電池、RF電池を充電する。
- 3 電力負荷平準化のため、時間帯によっては③のとおり、NaS電池、RF電池からの直流電流を直交変換装置により交流に変換し、一般交流負荷に電力を供給する（従来の鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池は、容量が小さいため、非常用負荷専用となっているものが多く、③のように一般負荷に電力を供給するものは希である。）。
- 4 非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、NaS電池、RF電池からの直流電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

(2) 結線方法

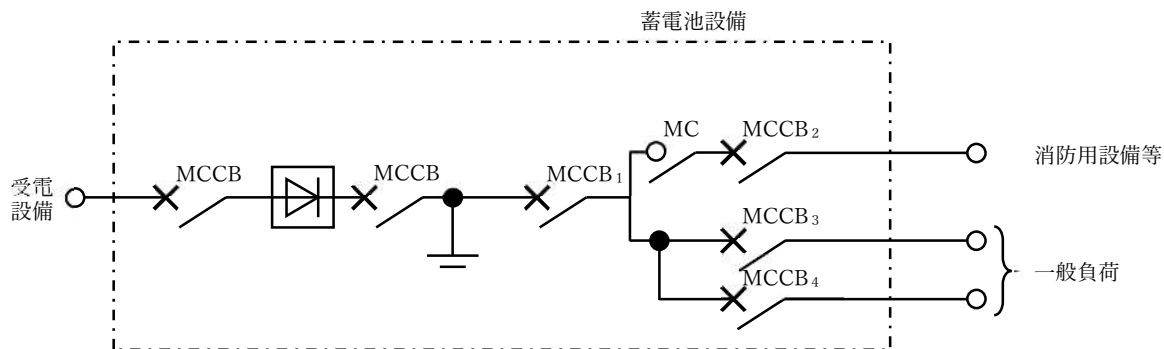
① 次図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって、遮断されないよう施工されていること。

ア 主遮断器の一次側より分岐する場合の例 (第3-23図参照)



第3-23図

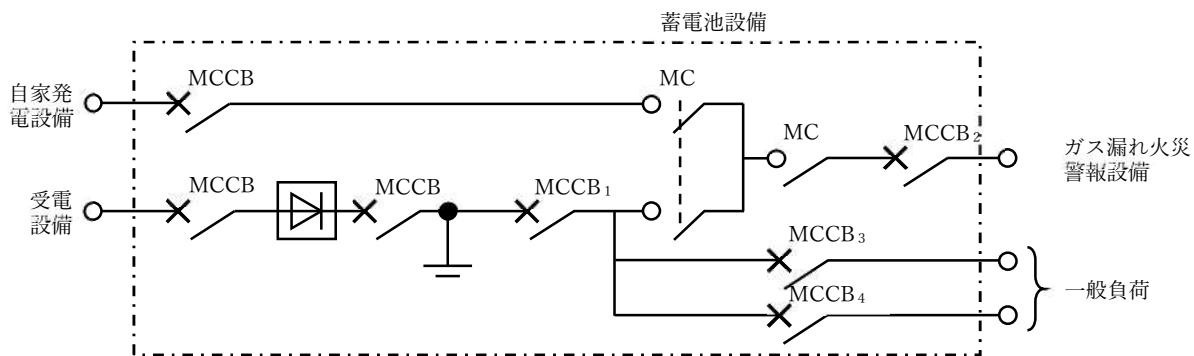
イ 主遮断器の二次側より分岐する場合の例 (第3-24図参照)



(注) 主遮断器 MCCB₁は過負荷及び短絡時に MCCB₂、MCCB₃、MCCB₄より先に遮断しないものとする。

第3-24図

ウ 蓄電池設備と自家発電設備を併用する場合の例（第3-25図参照）

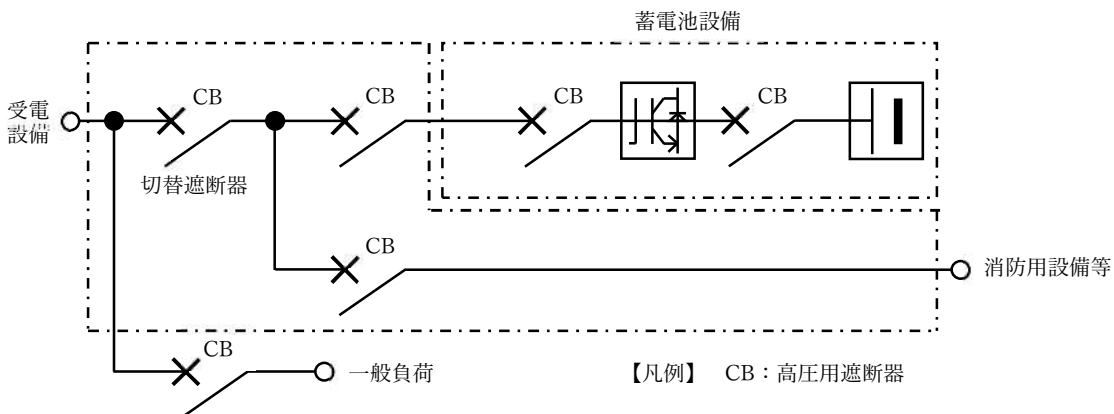


(注) 主遮断器 MCCB₁は過負荷及び短絡時に MCCB₃、MCCB₄より先に遮断しないものとする。

第3-25図

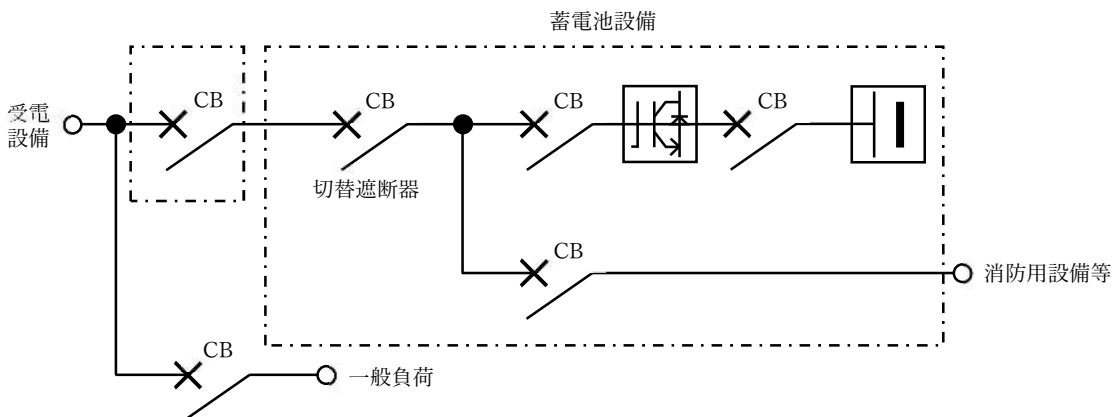
エ 直交変換装置と接続する場合の例（第3-26図～28図参照）

【例1】



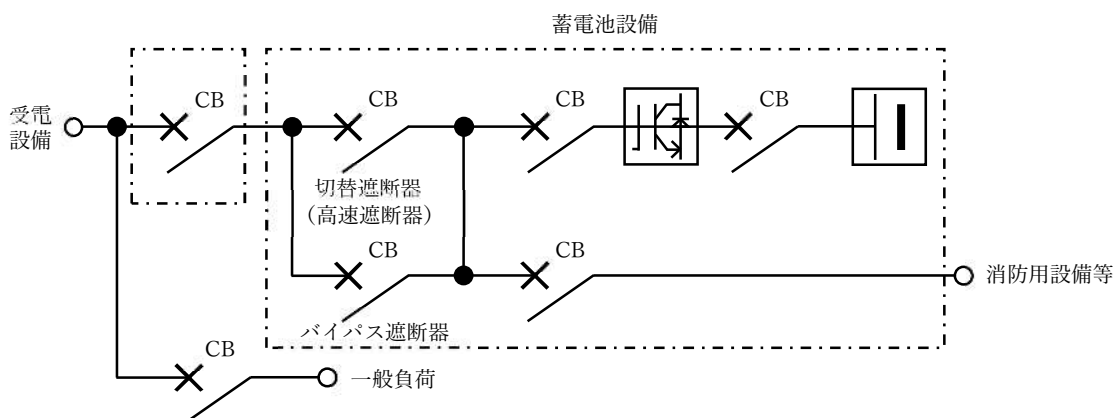
第3-26図

【例2】



第3-27図

【例3】



第3-28 図

- ② 蓄電池設備の結線方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとする。
- (3) 設置場所等

蓄電池設備の設置場所等は、条例 15 条の規定によるほか、前 3. (4) の例によること。
- (4) 耐震措置

地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- (5) 容量

蓄電池設備の容量算定にあたっては、次によること。

 - ① 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧 80% の電圧をいう。リチウムイオン蓄電池は、蓄電池の性能を保持するために最低限必要な電圧をいう。）になるまで放電した後、24 時間充電し、その後充電を行うことなく 1 時間以上監視状態を続けた直後において消防用設備等が第 3-1 表の右欄に掲げる作動時間以上有効に作動できるものであること。ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯等にあつては、1 時間以上の監視状態は必要としない。
 - ② 容量は、前①によるほか、前 4. (5). (②及び⑤を除く。) の例によること。
 - ③ 一の蓄電池設備を 2 以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合は、第 3-1 表の右欄に掲げる作動時間の最も長い消防用設備等を基準とし算定すること。

(6) 保有距離

蓄電池設備は、第3-8表に掲げる数値以上の保有距離を確保すること。

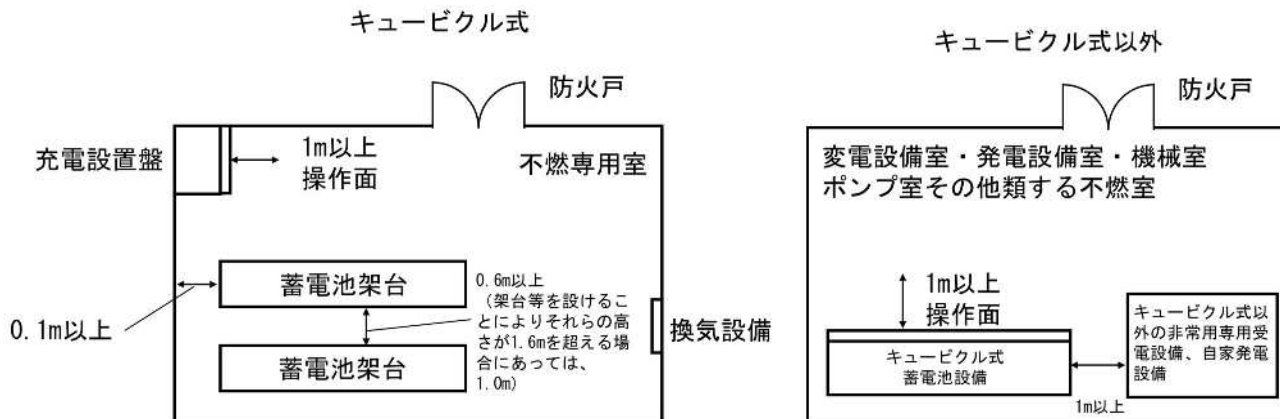
第3-8表

(単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない機器等の部分	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相対する面	相対する面				変電設備又は自家発電設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のものの	キュービクル式以外のものの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	★0.6	/	/	/	/	/	/	/
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	逆変換装置 直交変換装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/

備考 1 欄中の★印は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

2 欄中の / は、保有距離の規定が適用されないものを示す。



6 燃料電池設備

燃料電池設備は、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

- ① 「燃料電池設備の基準」(平成18年消防庁告示第8号。以下「燃料電池告示」という。)に適合するもの又は認定品であること。☞
- ② 燃料容器は、原則として、燃料電池設備の近くに設け、容量は定格負荷で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。
- ③ 起動信号を発する検知器(不足電圧継電器等)は、第3-29図、第3-30図の例により、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けられていること。ただし、常用電源回路が前3に準じている場合又は運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時の停電に際し、直ちに操作できる場合は、この限りでない。
- ④ 冷却水は、定格で1時間(連結送水管の加圧送水装置にあっては、2時間)以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽が当該燃料電池設備の近くに設けられていること。ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分に確保できる場合は、この限りでない。

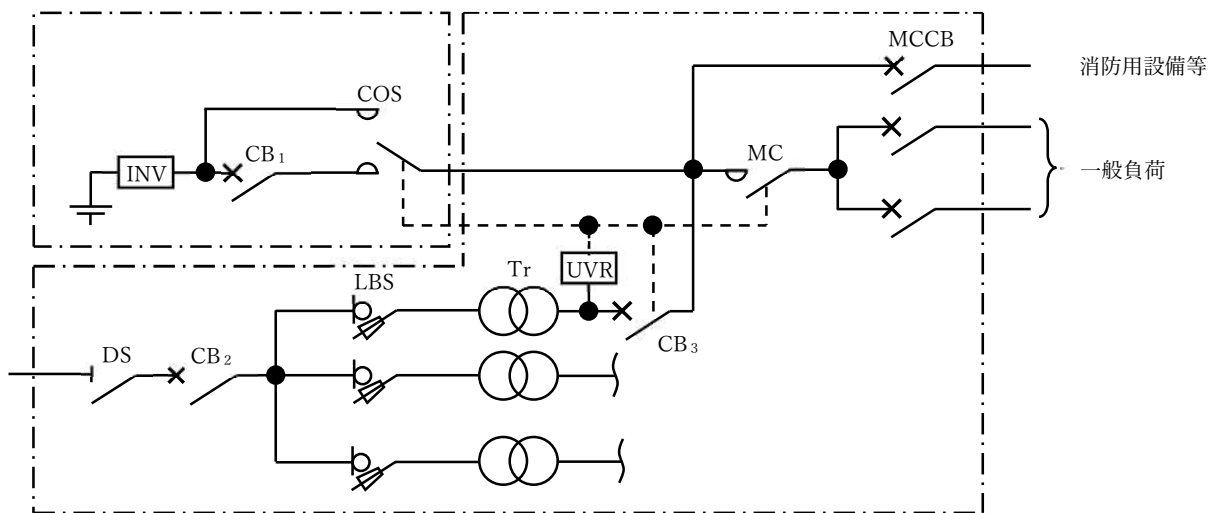
(2) 結線方法

① 次図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって、遮断されないよう施工されていること。

ア 低圧幹線に自動切替装置を設けた例 (第3-29 図参照)

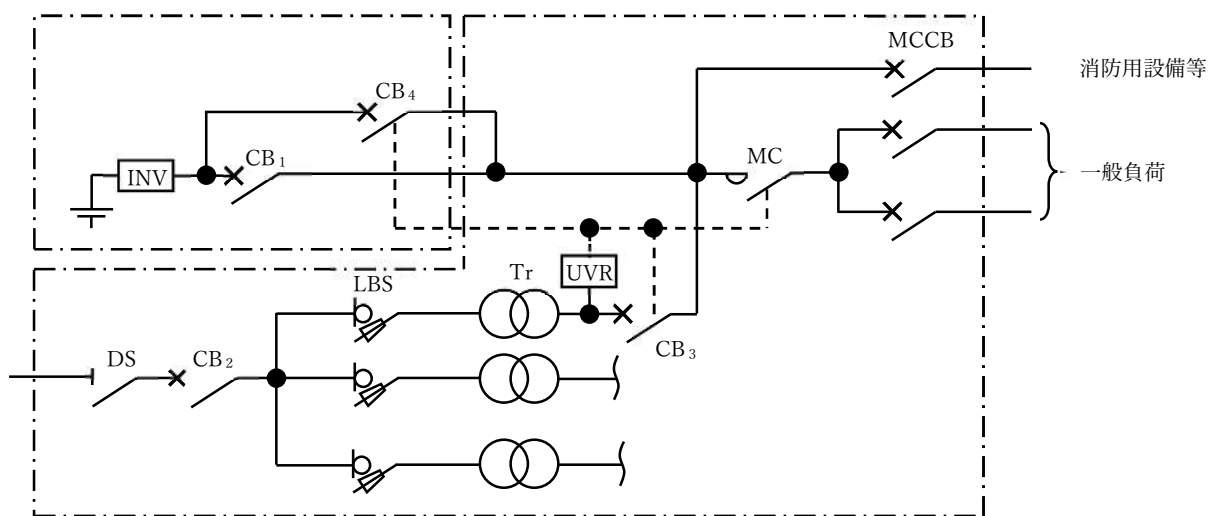
【凡例】

INV : 直交変換装置 UVR : 交流不足電圧継電器 CB : 遮断器 COS : 自動切替装置
 LBS : 負荷開閉器 (PF 付) MC : 電磁接触器 MCCB : 配線用遮断器 DS : 断路器
 Tr : 変圧器 - - - - : 制御 □ : 不燃専用室等の区画



第3-29 図

イ 自動遮断器等でインターロックして設けた例 (第3-30 図参照)



第3-30 図

② 燃料電池設備の結線方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとする。

(3) 設置場所等

燃料電池設備の設置場所等は、条例第10条の2の規定によるほか、前4.(3)によること。

(4) 耐震措置

地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

(5) 容量

燃料電池設備の容量は、前4.(5)(②及び⑤を除く。)によること。

(6) 保有距離

燃料電池設備は、第3-9表に掲げる数値以上の保有距離を確保すること。

第3-9表

(単位：m)

保有距離を確保しなければならない機器等の部分	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	相対する面				変電設備、自家発電設備又は蓄電池設備		建築物等 (※)
					操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
保有距離	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0

備考 欄中の※印は、屋外に設ける場合に限る。

7 非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路又は表示灯回路等(以下「非常電源回路等」という。)は、消防用設備等の種別に応じて、次により施設するものとする。

(1) 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備

- ① 非常電源回路は、非常電源の専用区画等から直接専用の回路とすること。ただし、他の消防用設備等及び防災設備用の回路、高圧又は特別高圧の電路若しくは2系統以上の給電回路等であって、かつ、それぞれ開閉器、遮断器等で分岐できる回路にあっては、この限りでない。
- ② 前①の非常電源回路に使用する開閉器、遮断器等は、点検に便利な場所に設けること。また、これらを収容する箱の構造・性能は、前3.(1).②に規定する非常用配電盤等の例によること。ただし、当該消防用設備等の専用ポンプ室内に設置する場合にあっては、この限りでない。
- ③ 電源回路には、地絡により電路を遮断する装置(漏電遮断器)を設けないこと。

なお、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)第15条により、地絡遮断装置の設置が必要となる場合は、経済産業省から示された「電気設備の技術基準の解釈」の第36条第5項を適用すること。

【電気設備の技術基準の解釈】 「地絡遮断装置の施設」 第36条第5項

低圧又は高圧の電路であって、非常用照明装置、非常用昇降機、誘導灯又は鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全の確保に支障を生じるおそれのある機械器具に電気を供給するものには、電路に地絡を生じたときにこれを技術員駐在所に警報する装置を施設する場合は、第1項、第3項及び第4項に規定する装置を施設することを要しない。

④ 耐火、耐熱配線は、非常電源の専用区画等から電動機、操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、表示灯回路及び操作回路の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設すること(第3-32図参照)。ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

ア 耐火配線の部分で前3.(5).①に掲げる場所に別表の耐火配線の電線の種類のうち、耐火電線及びMIケーブルを除いた電線を用い、ケーブル工事、金属管工事又は二種金属製可とう電線管工事としたもの若しくはバスダクト工事としたもの。

イ 耐火配線の部分で電動機等の機器に接続する短小な部分を定められた別表の耐火配線の電線の種類のうち、耐火電線及びMIケーブルを除いた電線を用い、金属管工事又は二種金属製可とう電線管工事としたもの。

ウ 耐火配線の部分で常時開路式の操作回路を金属管工事、二種金属製可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事としたもの。

エ 耐火配線の部分で制御盤等に非常電源を内蔵した当該配線

⑤ 耐火配線等(耐火電線と一般電線の混在したものも含む。)をケーブルラック等により露出して敷設する場合は、次のいずれかにより設けること。ただし、機械室、電気室等不特定多数の者の出入りしない場所に敷設する場合は、この限りでない。

ア 金属管工事、二種金属製可とう電線管工事、合成樹脂管工事及び金属ダクト工事とすること。

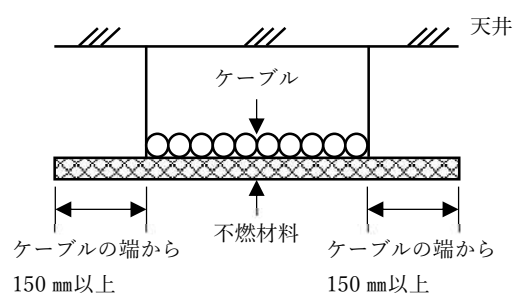
イ 準不燃材料で造られた天井又はピット内に隠ぺいすること。

ウ 耐火配線等に延焼防止剤を塗布すること。

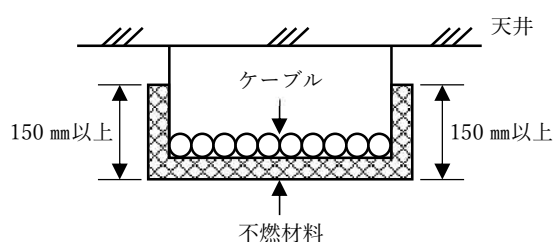
エ ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいすること。(第3-31図参照)

オ 高難燃ノンハロゲン耐火電線(認定品)を用いること。

【例1】



【例2】

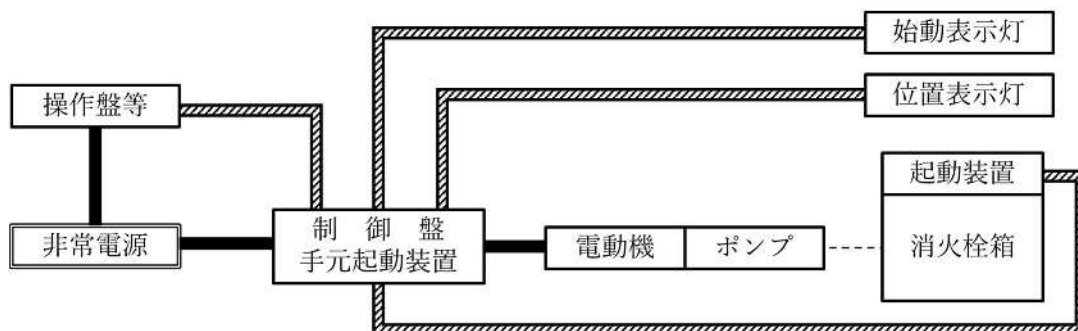


第3-31図

- ⑥ 耐火電線、耐熱電線等に接続部が生じる場合は、原則として、「耐火電線等に係る接続工法の取扱いについて」（平成10年7月31日付消防予第123号）に示される接続工法によること。

【凡例】

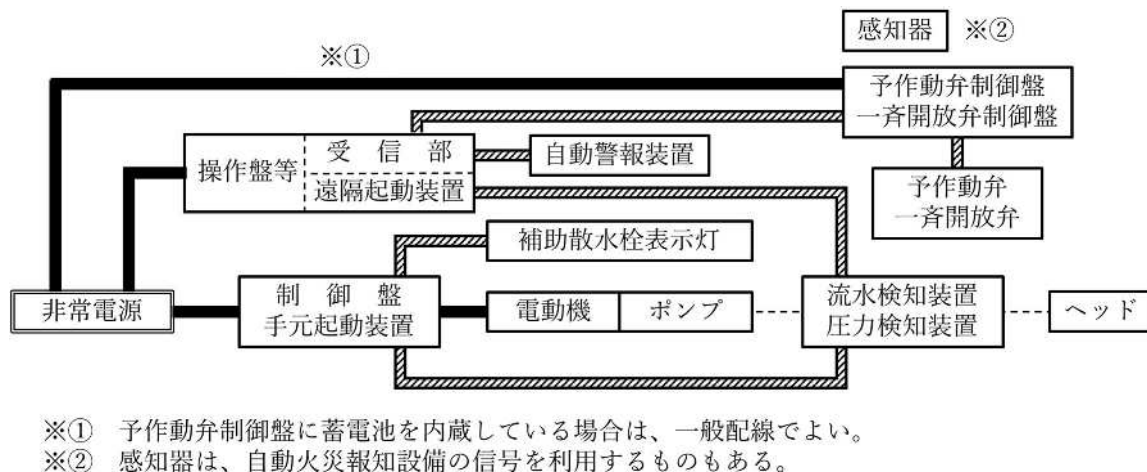
- : 耐火配線 : 耐熱配線
 : 一般配線 : 水管又はガス管



第3-32 図

(2) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から電動機、操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、操作回路等の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。(第3-33図参照)

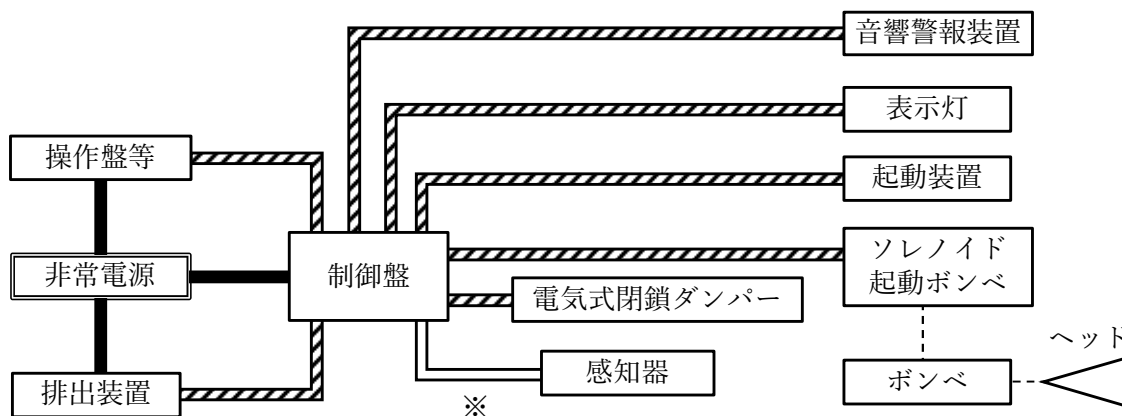


※① 予作動弁制御盤に蓄電池を内蔵している場合は、一般配線でよい。
 ※② 感知器は、自動火災報知設備の信号を利用するものもある。

第3-33図

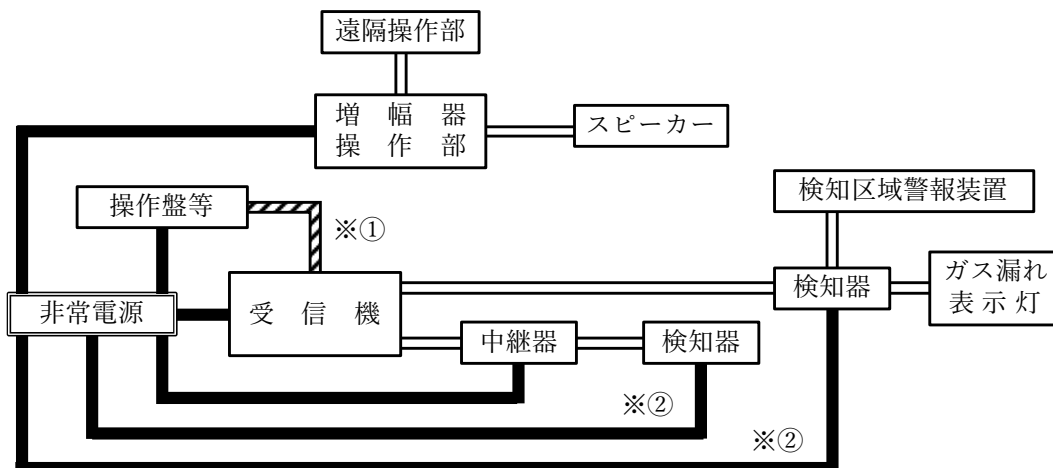
(3) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から制御盤、排出装置及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、警報回路、表示灯回路、操作回路、起動回路及び電気式閉鎖ダンパー・シャッター回路等の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)(4)ウを除く。)の例により施設すること。(第3-34図参照)



※ 感知器は、自動火災報知設備の信号を利用するものもある。

第3-34図

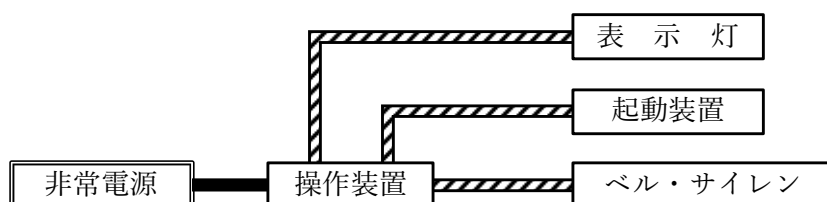


- ※① 受信機が防災センターに設けられている場合は、一般配線でもよい。
- ※② 検知器の非常電源回路

第3-36 図

(6) 非常ベル及び自動サイレン

非常ベル及び自動式サイレンの非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から操作装置までの太線 (■) 部分を耐火配線に、ベル、サイレン回路、操作回路及び表示灯回路の斜線 (▨) 部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。(第3-37 図参照)

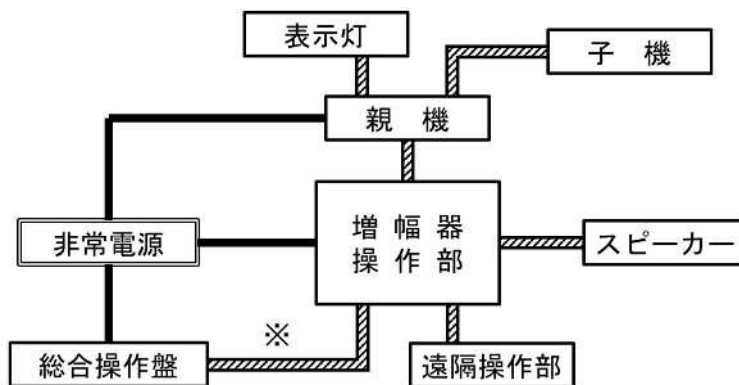


第3-37 図

(7) 放送設備

放送設備の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から増幅器、操作盤等の接続端子及び親機までの太線(■)部分を耐火配線に、操作回路、スピーカー回路及び表示灯回路の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)(④を除く。)の例により施設すること。ただし、前(4)に準ずるものは、この限りでない。

(第3-38図参照)



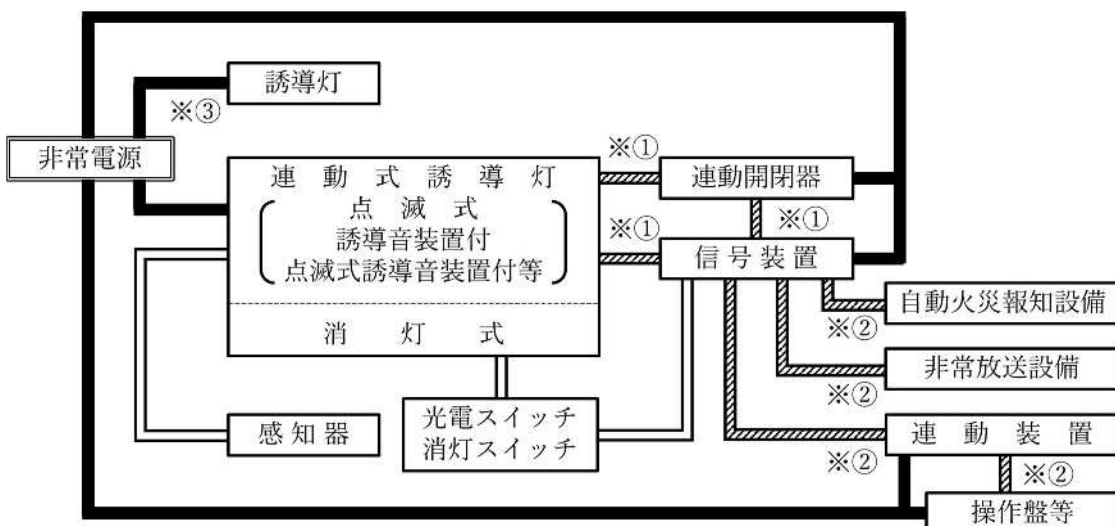
※ 増幅器、操作部が防災センター内に設けられている場合は一般配線でもよい。

第3-38図

(8) 誘導灯

誘導灯の非常電源回路は、非常電源の専用区画等から誘導灯、連動開閉器及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、操作回路等の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。

(第3-39図参照)

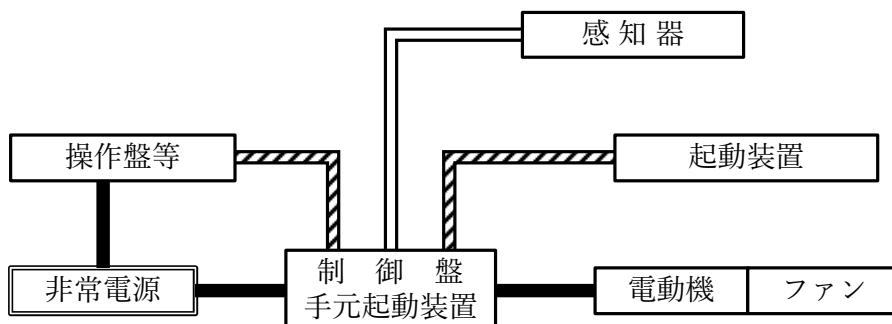


- ※① 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。
- ※② 防災センター内に設置されている機器相互の配線は、一般配線でもよい。
- ※③ 非常電源別置型のものに限る。

第3-39図

(9) 排煙設備

排煙設備の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から電動機及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、操作回路の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。(第3-40 図参照)

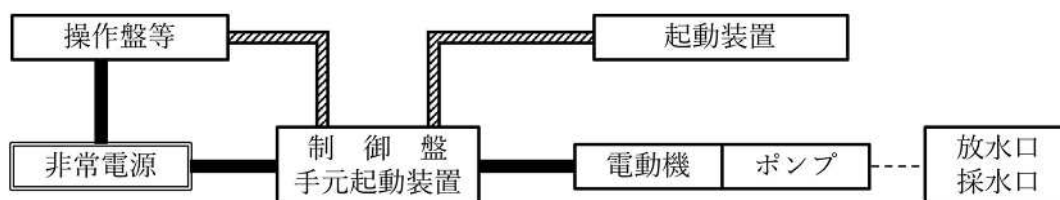


※ 感知器は、自動火災報知設備の信号を利用するものもある。

第3-40 図

(10) 消防用水及び連結送水管(加圧送水装置を設置する場合)

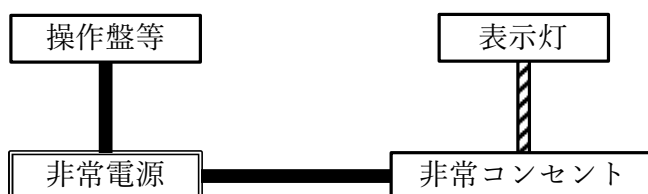
消防用水及び連結送水管に設ける加圧送水装置の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から電動機及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、操作回路の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法によるほか、前(1)の例により施設すること。(第3-41 図参照)



第3-41 図

(11) 非常コンセント設備

非常コンセント設備の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から非常コンセント及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線に、表示灯回路の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。(第3-42 図参照)

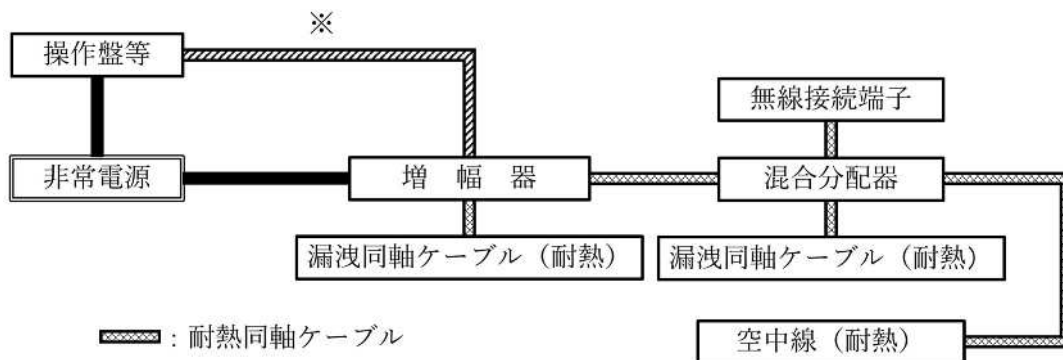


第3-42 図

(12) 無線通信補助設備（増幅器を設置する場合）

無線通信補助設備の非常電源回路等は、非常電源の専用区画等から増幅器及び操作盤等の接続端子までの太線（**■**）部分を耐火配線に、信号回路等の斜線（**▨**）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す工事方法により施設するほか、前（1）の例により施設すること。

（第3-43図参照）



※ 防災センター内に設置されている機器相互の配線は、一般配線でもよい。

第3-43図

別表

耐火耐熱保護配線の工事方法

電線の種類		工事方法
耐火配線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 600 ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ EPゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ CDケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロプレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル ・ バスダクト 	<p>1 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に 15 cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあつては、この限りでない。</p> <p>2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火電線 ・ MIケーブル 	<p>ケーブル工事等により施工されていること。</p>
耐熱配線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 600 ボルト二種ビニル絶縁電線 ・ ハイパロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ EPゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ CDケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロプレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事(不燃性のダクトに敷設するものに限る。)により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に 15 cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあつては、この限りでない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ E P ゴム絶縁クロロプレキシースケープル ・ バスダクト 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐熱電線 ・ 耐火電線 ・ M I ケープル ・ 耐熱光ファイバークープル ・ 耐熱同軸ケープル ・ 耐熱漏えい同軸ケープル 	<p>ケープル工事等により施工されていること。</p>

- 備考
- 1 耐火電線は、「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)に適合するものであること。
 - 2 耐熱電線は、「耐熱電線の基準」(平成9年消防庁告示第11号)に適合するものであること。
 - 3 耐火性を有するバスダクトは、「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)に適合するものであること。
 - 4 耐熱光ファイバークープルは、「耐熱光ファイバークープルの耐熱性能等について」(昭和61年12月12日付消防予第178号)の基準に適合するものであること。
 - 5 耐熱同軸ケープル及び耐熱漏えい同軸ケープルは、「無線通信補助設備の性能及び設置の基準の細目について」(昭和53年1月5日付消防予第1号)の基準に適合するものであること。
 - 6 1から5までの電線は、原則として、認定品又は評定品であること。